

伊達市立伊達東小学校ホームページ運用規則

(目的)

第1条 この規則は、伊達市立伊達東小学校で開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）を適切に運用するための規則とする。

(ホームページの管理者)

第2条 ホームページの管理者は、校長とする。

- ホームページは、管理者の承認を得なければ更新することができない。
- 管理者は、ホームページ学校担当者をおく。
- 管理者は、ホームページの適切な運用のため、校内における記事作成から管理者による承認および公開までの仕組みを全職員に周知する。
- ホームページ学校担当者は、ホームページ運用のためのシステム設定を行うとともに、学校の実態に即して定期的にホームページへの記事投稿の研修会を開催するものとする。

(承諾)

第3条 児童・保護者の画像および児童の作品をホームページに掲載するときには、ホームページ掲載承諾書（以下「承諾書」という。）により、毎年度保護者の同意を得るものとする。

- ホームページ掲載後も保護者より削除の申し出があった場合には、速やかに削除するものとする。

(承諾の取り消し)

第4条 保護者が承諾書提出後に承諾を取り下げる旨の依頼があった場合は、速やかに提出された承諾書を返還し、その後写真等を削除するものとする。

(ホームページ掲載記事の制限)

第5条 ホームページに掲載する記事において、以下に定める情報を公開してはならない。

- 各号の公序良俗に反する情報
- 営利目的につながる情報
- 政治活動や宗教活動に関する情報

(ホームページでの個人情報保護)

第5条 児童・保護者の画像および児童の作品をホームページに掲載するときには以下に定める点を守ることとする。

- (1) 原則として個人情報は掲載しない。(住所や電話番号、生年月日、家族構成がわかる情報)
- (2) 名札などに書かれてある名前は画像処理をして消す。
- (3) 著作権や肖像権などの権利を無視したものは掲載しない。

(ホームページの運用)

第6条 ホームページは、最新の情報を地域社会や家庭に向けて発信することを目的として、定期的に更新するものとする。

- 2 ホームページに前項の規定に違反する情報が公開された場合またはホームページに不都合が生じた場合は、管理者は速やかにホームページの公開を停止する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、ホームページの運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年8月27日から施行する。

平成28年4月1日、一部改訂する。

令和5年4月1日、一部改訂する。

令和6年4月1日、一部改訂する。

令和6年9月1日、一部改訂する。